

令和6年度明石市市税条例の一部改正について

令和6年6月から実施する定額減税(所得税3万円、個人住民税1万円)の内容を盛り込んだ「地方税法等の一部を改正する法律案」が現在開会中の通常国会に提出されており、国会での審議が終了した後、3月末に可決され、令和6年4月1日に施行される予定です。

本市においても課税事務を遅滞なく進めるため、年度内に市税条例の改正手続きを行い、地方税法の施行日に合わせて施行を予定しています。

ついては、法案が可決した後、速やかに条例改正の手続きを進める予定としていますので、現状についてご報告します。

1 定額減税(特別控除)の概要

(1) 特別控除の対象者(次の2つの条件にあてはまる人)

- 令和6年度の個人住民税所得割が課税される人(非課税または均等割のみ課税者は対象外)
- 合計所得金額が1,805万円以下の人(給与収入のみの場合、給与収入2,000万円超は対象外)

(2) 特別控除の額

令和6年度の個人住民税の所得割額から、納税義務者及び控除対象配偶者を含めた扶養親族1人につき、1万円の定額減税(特別控除)を行う。

対象者	特別控除額	内 訳
納税義務者本人	1万円	市民税6,000円 県民税4,000円
控除対象配偶者・扶養親族	(1人につき)1万円	市民税6,000円 県民税4,000円

【例】納税義務者+控除対象配偶者+扶養親族(1人)の計3人世帯の場合

納税義務者本人の個人住民税の所得割額から、3万円(1万円×3人)を特別控除する

※ 定額減税による個人住民税の減収額は、全額国費で補填されます。

(3) 特別控除の実施方法

徴収区分	主な対象者	控除方法
給与からの特別徴収	給与所得者	令和6年6月分は徴収せず、減税後の年税額を7月から翌年5月までの11か月で徴収
普通徴収	事業所得者等	第1期分(令和6年6月分)から減税額を控除(第1期分で控除しきれない場合は、第2期以降の税額から順次控除)
公的年金からの特別徴収	公的年金受給者	令和6年10月分の年金から減税額を控除(10月分で控除しきれない場合は、12月分以降の年金から順次控除)

2 条例改正項目(予定)

(1) 特別控除の方法

令和6年度の個人住民税の所得割額から特別控除する旨を規定します。

(2) 徴収区分ごとの特別控除方法

徴収区分(給与特徴・普通徴収・年金特徴)によって特別控除の実施方法が異なるため、その内容について規定します。

(3) その他特別控除に係る諸規定の整備

3 施行期日(予定)

令和6年4月1日